

資料6

平成21年度の補助事業の概要

(野菜農業振興事業)

重要野菜等緊急需給調整事業

1. 事業の目的

特に需給の安定を図る必要のある野菜について、大幅な価格変動に対応した緊急的な需給調整の実施等を促進する。

なお、平成21年度においては、平成19年12月24日付け独立行政法人整理合理化計画に基づき、(社)全国野菜需給調整機構で実施してきた緊急需給調整等に係る交付金の交付業務を、当機構が担当することとなった。(別紙参照)

2. 事業の概要

(1) 緊急需給調整推進費助成事業

登録出荷団体等が緊急需給調整の推進及び確認等を行う場合の補助。

(2) 緊急需給調整推進事業

登録出荷団体等が消費拡大推進、過剰野菜有効利用研究・実証等を行う場合の補助。

(3) 生産出荷団体緊急需給調整助成事業

キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ及び秋冬はくさいを対象とした価格低落時における出荷の後送り、加工用販売若しくは市場隔離又は価格高騰時における出荷の前倒しを実施した場合の交付金の交付等に対する補助。

(4) 指定野菜緊急出荷調整助成事業

春だいこん、夏だいこん、にんじん、春はくさい、夏はくさい及びレタスを対象とした価格低落時における市場隔離を実施した場合の交付金の交付に対する補助。

(5) その他の事業

(その他事業として平成20年度中に実施した事業については参考参照)

3. 事業実施主体

登録出荷団体等、民間団体等

4. 補助率

2の(1)、(3)、(4) 2分の1以内

2の(2) 定額・2分の1以内

5. 平成21年度予算額

8. 1億円

「重要野菜」とは?

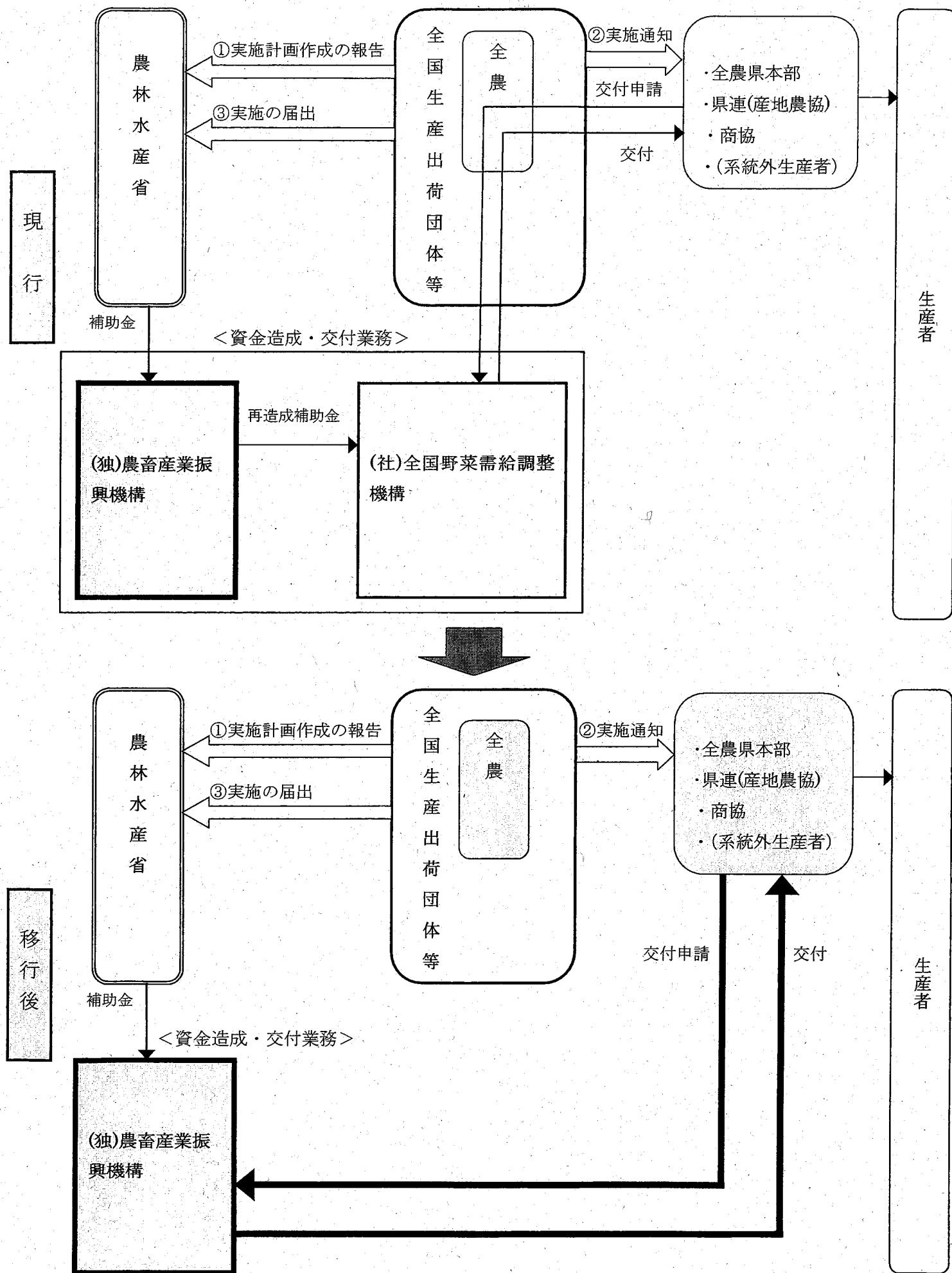
野菜法に基づく指定野菜のうち

①生産量・流通量が多いこと

②露地栽培で天候の影響を受けやすく価格変動が大きいこと

から重点的に需給・価格の安定を図る必要のある野菜であり、具体的にはキャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ、秋冬はくさいである。

重要野菜等需給調整事業の流れ



平成20年度省エネ技術・施肥低減体系緊急導入促進事業

1. 事業の目的

燃油・肥料の高騰による影響を受け経営を圧迫されている野菜農家を支援することを通じ、野菜の周年安定供給を確保し、施設栽培の省エネルギー化の推進及び野菜産地における効率的施肥体系への転換の推進を図る。

2. 事業の概要

(1) 省エネ技術緊急導入促進事業

これまで省エネルギーに取り組んできた農家（平成16年度と19年度を比較して燃油消費量を2割以上低減）が、今後更に、省エネルギー効果のある①長期展張フィルム、②中空二重構造被覆フィルム、③断熱・遮光性被覆フィルム、④吸水・透湿性被覆フィルム等を購入する場合に補助。

(2) 施肥低減体系緊急導入促進事業

野菜産地が土壤診断に基づく効率的な施肥体系への転換に先進的に取り組む場合に、簡易土壤診断装置の導入、分析委託費等について補助。

3. 事業実施主体

2の(1) 農業生産法人、特定農業団体、農業者の組織する団体等

2の(2) 農業協同組合連合会、農業協同組合、農業生産法人、特定農業団体、農業者の組織する団体等

4. 補助率

2の(1) 2分の1以内

2の(2) 定額

5. 平成20年度予算額

5. 3億円

平成20年度加工・業務用野菜需要対応産地育成事業

1. 事業の目的

食の安全・安心への関心の高まりを背景として実需者等が国産野菜を求める動きが顕在化しており、このような状況の変化を踏まえ、実需者ニーズに対応した加工・業務用向けの国産野菜の安定供給を図る。

2. 事業の概要

(1) 低コスト・合理的流通システム支援事業

近年の原油・資材高騰によりその輸送コストが増大し競争条件が悪化しているところであり、主要な産地において、今後増加することが見込まれる加工・業務用需要にも対応した配送拠点の再配置等出荷経路全体の見直しを行い、安全性を確保しつつ低コスト・合理的出荷を実現し得る流通システム改革方策を作成する取組を支援。

(2) 契約取引連携強化事業

加工・業務用需要に対応した契約取引拡大を指向する産地が、消費地において自らが実需者や流通関係者との交流会を開催する取組や地元で実需者等を集めて見学会を開催する取組を支援し、実需者ニーズに対応した国産野菜を安定供給するための産地と実需者との連携強化を促進。

3. 事業実施主体

農業協同組合連合会、農業協同組合、農業生産法人、特定農業団体、農業者の組織する団体

4. 補助率

定額

5. 平成20年度予算

0.5億円

野菜構造改革促進特別対策事業

1. 事業の目的

都道府県知事の認定を受けた野菜の産地強化計画に即した先行的かつ集団的な産地の構造改革の取組を促進する。

2. 事業の概要

平成 21 年度においては、平成 20 年度の取組に加えて、キュウリ退緑黄化病の対策に新たに助成する。

(1) セイヨウオオマルハナバチが特定外来生物に指定されたことによる産地の取組

- ① 在来種（クロマルハナバチ）の導入
- ② マルハナバチ飛散防止ネットの導入

(2) トマト黄化葉巻病及びキュウリ退緑黄化病の発生拡大の阻止に向けた産地の取組

- ① 防虫ネットの導入
- ② 害虫の誘因・粘着資材の導入
- ③ 害虫の活動抑制のための紫外線カットフィルムの導入

3. 事業実施主体

農業協同組合連合会、農業協同組合、営農集団等

4. 補助率

2分の1以内

5. 平成 21 年度予算額

1. 8 億円

野菜契約取引等推進事業

1. 事業の目的

加工・業務用野菜需要に対応していくため、中間事業者を介した流通経路の構築を推進するとともに契約取引の一層の定着を図る。

2. 事業の概要

(1) 中間事業者契約取引リスク分析事業

加工・業務用野菜の取引における3者のリスク分担を明確化した標準的な取引モデルを確立するため、取引に係るリスクの詳細分析と類型化及び類型ごとのリスク分担のあり方の検討等を行い、これらを踏まえた契約取引モデルの検討を行う。

(2) 野菜原価提示型販売・取引手法導入実証事業

生産・流通コストの変動要因の調査・分析を行い、それを基に取引価格を設定できるような契約取引及び量販店における販売手法の実証とその普及のための理解醸成活動を行う。

(3) 加工・業務用野菜需要対応産地育成事業

加工・業務用需要に対応した低コストで合理的な野菜の生産・流通体制を構築するため、集出荷施設の再配置やモーダルシフトの推進等に係る検討・実証等を行い、生産・流通システムの改革方策を策定する。

3. 事業実施主体

(1) 2の(1)については民間団体

(2) 2の(2)及び(3)については、農業協同組合、農業協同組合連合会、事業協同組合、協同組合連合会及びこれら法人と契約取引を行う卸売業者、食品製造業者及び食品販売業者

4. 補助率

定額

5. 平成21年度予算（単年度の措置）

(1) 2の(1)については1億円

(2) 2の(2)については4.7億円

(3) 2の(3)については4.3億円